

私は、六論会を代表し、陳情第4号介護保険制度の改善を求める陳情について反対の立場で討論いたします。

3年ごとに見直す介護保険制度が2024年4月から第9期に入ることを受け、介護保険制度の見直しに向けた改定審議が今まさに大詰めを迎えています。最大の課題は給付と負担ですが、利用者負担増や給付制限の多くが見送られるかもしれないという見方が強まっています。

2022年度から、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始め、2025年度には全てが後期高齢者となります。このため今後は急速に介護ニーズが高まると容易に想定されます。その後、2040年度にかけて高齢者の増加スピードそのものは鈍化するものの、支え手である現役世代人口が急速に減少していきます。

介護保険の財政基盤をどう維持するか、介護サービスをいかに少ない人材で効率的、効果的に提供するかが非常に重要な課題となります。

さらに、地域ごとに事情は異なります。既に高齢化のピークを過ぎ介護ニーズが減少モードに転じた地域もあり、高齢化のピークは迎えていないが、近くピークを迎え、その後介護ニーズが減少する地域もあります。また、高齢化が今後も進み、介護ニーズが増大を続ける地域もあることから、地域特性を踏まえた介護サービス提供体制の確保も極めて重要なテーマとなります。

一方、暮らしや地域の在り方が多様化する中では、一人一人が尊重され、社会とつながる地域共生社会の実現が重視され、介護保険制度もこれを支えることが求められます。このような中、現在の介護保険制度は保険料、公費、利用者負担の適切な組合せにより財源を確保し、介護事業所の経営状況や地域で適切な介護サービスが安定的に提供される必要性だけでなく、利用者負担等の国民負担や介護保険財政に与える影響等を踏まえて対応しています。

こうした状況を踏まえた上で改正論議を進めていくことが必要であり、給付と負担のバランスを考えながら2040年度を見据えた制度改革であるべきではないでしょうか。

12月9日、政府は全世代型社会保障構築会議において介護職員の働く環境の改善などについて2023年中に検討を進めることとし、その具体的な項目として職員の配置基準の柔軟化や生産性向上のための処遇改善加算の見直しなどを挙げています。また、地域包括ケアシステムの深化、推進を図るため、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能を強化、さらには今後の増加が予想される認知症の人やその家族を含めた包括的な支援や権利擁護を図るため相談支援などを行う地域包括支援センターの体制整備も進めることとしています。

しかしながら、今回は見送る方針とされる要介護1、2の総合事業移行につい

では、政府・財務省の述べている提言の根拠と総合事業への移行を懸念する立場側の見解とでは大きな隔たりが見られます。この隔たりがある限り、介護保険制度の信頼性の確保は難しいと思わざるを得ません。そのためにも今後財務省側の根拠の不十分さをきちんと指摘していく必要があることを申し添え、今、議題に上がっている陳情第4号の反対討論といたします。